

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 3 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

一定の病気等に係る運転免許関係事務処理要領の一部改正について（例規）

運転免許の行政処分に関する事務処理のうち、一定の病気等に係る免許の取消し又は停止に関するものについては、「一定の病気等に係る運転免許関係事務処理要領の一部改正について（例規）」（令和4年5月12日付け秋本運第429号。以下「旧例規」という。）に基づき運用しているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の改正を行い、令和7年3月24日から別添「一定の病気等に係る運転免許関係事務処理要領」のとおり行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター行政処分係（☎735-262）

別添

一定の病気等に係る運転免許関係事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、免許の交付を受けようとする者などが、運転免許の拒否等又は取消し事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（法第90条第1項第1号から第2号まで又は第103条第1項第1号、第1号の2、第2号若しくは第3号に規定する病気等をいう。以下「一定の病気等」という。）に罹患しているかどうかを把握し、免許の拒否、取消し等の行政処分を適切に行うことにより、一定の病気等に起因する交通事故の防止を目的とし、その事務処理に必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この事務処理要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- (2) 「令」とは、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- (3) 「府令」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- (4) 「警察署長等」とは、警察署長、交通部交通指導課長、交通部高速道路交通警察隊長をいう。
- (5) 「臨時適性検査」とは、法第102条第1項から第5項まで及び法第107条の4第1項の規定による適性検査をいう。
- (6) 「質問票」とは、法第89条第2項、法第101条第4項及び法第101条の2第2項の質問票をいう。
- (7) 「報告書」とは、法第101条の5及び法第107条の3の2の規定による報告徴収の際に提出を求める報告書をいう。
- (8) 「専門医」とは、府令第18条の4第1項、第29条の3第2項及び第29条の5第1項に規定する医師で、病気等ごとの専門医の基準（別表1）に該当するものをいう。
- (9) 「主治医」とは、府令第18条の4第2項、第29条の3第4項及び第29条の5第2項に規定する医師で、病気等ごとの主治医の基準（別表2）に該当するものをいう。
- (10) 「主治医の診断書」とは、主治医が作成し、府令に規定する要件を満たしている診断書をいう。
診断書の様式は別紙2の1から12のとおり。
- (11) 「免許更新申請書」とは、「自動車運転免許試験実施要綱」に規定する運転免許申請書をいう。
- (12) 「免許証等更新申請書」とは、「運転免許事務取扱要綱」に規定する運転免許証等更新申請書をいう。
- (13) 「免許証等」とは、免許証及び法第95条の2第4項に規定する免許情報個人番号カードをいう。
- (14) 「安全運転相談窓口」とは、交通部運転免許センター（以下「免許センター」と

いう。)の安全運転相談担当者による相談窓口をいう。

(15) 「試験」とは、自動車及び一般原動機付自転車の運転免許試験をいう。

第3 安全運転相談窓口への適切な対応

安全運転相談は、次の点に留意して適切に対応するものとする。

1 問合せへの適切な対応

一定の病気等に係る免許の拒否、取消し等に関する事項や、免許の取得又は継続(以下「免許の取得等」という。)に関する問い合わせに対しては、制度の趣旨、内容等を十分説明するものとする。また、免許の取得等に係る具体的な運用基準に関する照会がなされた場合には、別紙1「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」(以下「運用基準」という。)に基づいて教示するなど適切に対応するものとする。

2 プライバシーの保護等

安全運転相談に対しては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 相談申出者のプライバシー保護に十分配慮すること。
- (2) 相談申出者の心情に十分配慮した適切な応接を行うこと。
- (3) 自動車等の安全な運転に支障のない者が免許の取得等をできないことや、自動車等の安全な運転に支障のある者が免許の取得等を行うことがないように適切な対応を行うこと。

3 警察署と交通部運転免許センターの連携

警察署長は、安全運転相談の結果、対象者の事情や病状等を個別に聴取(以下「個別聴取」という。)する必要を認めた場合は、交通部運転免許センター長(以下「免許センター長」という。)に対して安全運転相談受付表(別記様式第1号)をメールにより速やかに引き継ぐものとし、引継ぎを受けた免許センター長は、電話等による個別聴取を行い、所要の措置を講ずるものとする。

なお、安全運転相談は、その内容に応じて安全運転相談受付表又は病状等調査票(別記様式第2号)に記録し、5年間保存するものとする。

4 安全運転相談終了書

免許センター長は、安全運転相談を終了し、免許の取得及び継続が可能であると判断した場合は、次により安全運転相談終了書(別記様式第3号)を交付するものとする。

(1) 交付の対象となる相談

ア 自動車学校に入校する場合(県内外問わず。)

イ 相談者が秋田県以外の都道府県で免許申請を行う場合(転勤、転居)

病後の運転再開又は免許の更新及び病気による失効免許の回復など必要性がないものは除外する。

(2) 相談者の希望に基づく交付

前記(1)にかかわらず、相談者が安全運転適性相談終了書を必要としている場合があることから、相談終了に当たっては、交付の希望を確認すること。

第4 免許申請又は免許証等更新申請における質問票の交付等

1 質問票の交付及び受理

質問票（府令別記様式第12の2）の交付は、免許申請又は免許証等更新申請（以下「免許申請等」という。）をする者（以下「申請者」という。）全てに対して交付し、提出させるものとする。

申請者が一時的な障害・高齢等の理由により自署できない場合は、付添人等に代筆させることができるものとし、この場合、代筆した者にも署名させるものとする。

提出された質問票については、申請者に対し、記入漏れ及び誤記の有無を確認した後、に受理するものとするが、申請者が誤記がある旨を申し出た場合は、新たな質問票を交付し、改めて記入させるものとする。

免許申請書又は免許証等更新申請書（以下「免許申請書等」という。）の裏面の質問票に誤記等があった場合は、質問票に「無効」と朱書き（スタンプ押印可）し、当該免許申請書等はそのまま使用できるものとする。また、記入漏れについては、申請者に補正を求め（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）、これに応じない場合には、以後の当該運転免許に関する手続を打ち切るものとする。

2 免許申請等における記載場所の整備

免許申請等を記載する場所においては、申請者の手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設けるなどプライバシーの保護に必要な措置を講ずるものとする。

3 免許申請等の窓口における対応

免許申請書等の受理については、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をするとともに、業務の一部を委託している機関の職員に対しても指導を徹底するものとする。

4 個別聴取

(1) 質問票の回答への対応

免許センター長及び警察署長は、提出を受けた質問票の回答欄「はい」にチェックがあるときは、次の措置を講ずるものとする。

ア 免許センター長

免許センター長は、直ちに個別聴取を行い、その内容に応じて適切な対応を行うとともに、実施状況を病状等調査票に記載し、個別聴取の処理経過を明らかにしておくものとする。

なお、個別聴取の配慮事項は、第3の2に準ずる。

イ 警察署長

警察署長は、個別聴取は行わず、免許センター長に対して当該質問票をPDFデータに変換しメールで送信して引き継ぐものとし、引き継ぎを受けた免許センター長は、前記アのとおり処理するものとする。

(2) 個別聴取場所の確保

個別聴取を行うに当たり、申請者のプライバシー保護の観点から、申請窓口以外の場所を確保するとともに、個別聴取を行っていることが外見上分からないように配慮するものとする。また、申請者を個別聴取場所に誘導する際は、申請者が個別聴取を受ける者であることが分からないよう配慮するものとする。

(3) 安全運転相談終了書の交付を受けた者に対する取扱い

質問票の提出を受け個別聴取を行うに当たり、申請者がこれらの申請前1年（病状により6月）以内に安全運転相談終了書の交付を受けている場合は、現在の病状に重点を置いたより簡単な聴取による対応が可能であることに留意するものとする。

なお、他の都道府県公安委員会の安全運転相談終了書を持参した者から免許申請等を受けた場合は、免許の取得等の可否の判断は申請者の住所地公安委員会が行うものであることに鑑み、個別聴取を行った上で免許の取得等の可否を決定するものとする。

(4) 一定の病気等にかかっている疑いのある者の免許更新

免許更新に際し、一定の病気等にかかっている疑いがある場合であっても、申請者が自動車等の運転に必要な適性検査に合格したときは、免許証等の更新は可能である。

5 質問票の適正な管理

(1) 質問票の送付要領

警察署長は、提出を受けた質問票を封かんした上で、速やかに逋送により免許センター長に送付するものとする。

(2) 質問票の保存

質問票に虚偽の記載をして提出した者については法第117条の4第1項第3号違反が成立することとなることから、質問票の管理には十分注意し、免許センターにおいて、5年間保存するものとする。ただし、記載から3年が経過した質問票のうち、当該質問票を記載した者が新たに質問票又は報告書（以下「質問票等」という。）を提出した場合については、この限りでない。

6 経由申請を行う者に対する取扱い

免許センター長は、法第101条の2の2の規定により、秋田県公安委員会を経由した免許証の更新申請（以下「経由申請」という。）を行う者が提出した質問票について、回答欄の「はい」にチェックがあるときは、経由申請の受理後、申請者に対して住所地公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を記載した案内文書を備え、当該申請者が経由申請をする前に配布するなど当該文書の内容を教示するものとする。

なお、経由申請を受け付ける場合は、当該申請者に対して個別聴取を実施する必要はなく、一定の病気等にかかっている疑いがある場合であっても受け付ける。

第5 特定取消処分者の免許再取得に係る試験の一部免除

一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された者（以下「特定取消処分者」という。）が、その後、病状の回復によりその者が受けていた免許を取得しようとする場合（以下「再取得」という。）については、次の点に留意して適切に対応するものとする。

1 特定取消処分者の認定

(1) 質問票等の確認

法第97条の2第1項第5号に基づき試験の一部を免除する場合、免許を取り消された日の直近に提出された質問票等の記載状況を確認するものとする。この場合において、直近に提出された質問票等が他の公安委員会において保管されている場合

には、当該公安委員会に対して記載状況を照会するものとする。

(2) 行政処分歴の確認

特定取消処分者のうち、法第100条の2第1項の基準該当初心運転者で令第34条の3第6項各号の再試験を受けていない者等については、試験の一部免除の適用対象にならないことから、申請者の行政処分歴について確認するものとする。

2 取消し理由消滅の確認

特定取消処分者が免許の再取得に係る申請を行った場合、取り消された免許の処分理由が消滅したことを診断書等で確認するものとする。

第6 報告徴収

法第101条の5に規定する免許を受けた者に対する報告徴収については、免許申請等以外の場合において、一定の病気等に該当する疑いの有無を把握するためであることから、免許保有者に報告を求める際は、次の点に留意して適切に対応するものとする。

1 報告を求める場合の判断基準

交通事故の状況等から、一定の病気等との関連性について調査する必要がある場合に報告を求めるものとする。

2 報告を求める方法

免許保有者に対して報告書（府令別記様式第18の4）を手交し、速やかに徴収するものとする。

3 報告書受理後の措置

警察署長等は、徴収した報告書について、PDFデータに変換し、免許センター長に対してメールにより報告し、報告を受けた免許センター長は、速やかに個別聴取を行った上で、必要な措置を講ずるものとする。

4 受け取り拒否等

報告書の受け取りや、報告書への記載を拒否した場合は、臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の実施を検討するものとする。

5 報告書の適正な管理

(1) 報告書の送付

警察署長等は、徴収した報告書については、速やかに通送により免許センター長に送付するものとする。

(2) 報告書の保存

報告書に虚偽の記載をして報告をした者については法第117条の4第1項第3号違反が成立することとなることから、報告書の管理には十分注意し、免許センターにおいて5年間保存するものとする。ただし、記載から3年が経過した報告書のうち、当該報告書を記載した者が新たに質問票等を提出した場合については、この限りではない。

第7 医師による診断結果の届出及び確認要求

一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出、その者が免許を受けた者であるかについての確認要求に関しては、次の点に留意して適切に対応するものとする。

1 医師による診断結果の届出内容

(1) 届出の受理

医師からの届出は、免許センターにおいて免許センター長が受理するものとする。
警察署長に対して届出があった場合はPDFデータに変換し、免許センター長にメールにより速報した後、逡送により送付するものとする。

なお、届出者には、おって免許センターから連絡がある旨を教示すること。

報告を受けた免許センター長は、速やかに当該医師に連絡して適切に対応するものとする。

(2) 届出の受理要領

届出の受理に当たっては、届出を行う医師の負担軽減に配意するとともに、一定の病気等の診察結果という極めて機微な情報を取り扱うことを念頭に置き、次により所要の措置を講ずるものとする。

ア 口頭による届出があった場合の措置

医師が口頭により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（別記様式第4号）を交付し、これに記載させるものとする。ただし、当該医師が届出書への記載を拒んだ場合は、届出内容を聞き取り、届出受理書（別記様式第5号）を作成し受理するものとする。

イ 電話による届出があった場合の措置

医師が電話により届出を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し届出書及び返送用封筒を郵送する旨を説明し、返送を求めるものとする。ただし、当該医師が届出書への記載を拒んだ場合は、前記アにより対応するものとする。

ウ 文書等による届出があった場合の措置

前記ア又はイにより医師から届出書が返送等された場合は、医師の届出として受理するものとする。また、その他の方法で医師が届出した場合は、医師の本人確認を行った上で受理するものとする。

エ 受理後の措置

免許センター長は、届出を受理したときは、速やかに臨時適性検査等の実施に伴う免許の効力停止（以下「暫定停止」という。第8の6参照）について、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 他の都道府県に住所を有する者に係る届出を受けた場合の措置

免許センター長は、医師からの届出に係る者の住所が他の都道府県にある場合は、速やかに届出移送通知書（別記様式第6号）により住所地公安委員会に通知するものとする。

(4) 他の公安委員会から通知を受けた場合の措置

前記(2)のエに準じた措置を講ずるものとする。

医師が、患者の病状から判断して運転に支障があると認めた場合は、当該患者の診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができる。

なお、当該届出行為は、守秘義務違反とはならない。（法第101条の6第1項及

び第3項)

2 医師からの確認要求

一定の病気等に該当する者を診察した医師から、その者が免許を受けた者であるかについて秋田県公安委員会に確認要求された場合、次の点に留意して適切に対応するものとする。

(1) 確認要求の受理

医師からの確認要求は、免許センターにおいて受理するものとする。

警察署長に対して確認要求があった場合は、受付窓口が免許センターであり、おって免許センターから連絡がある旨を教示するとともに、免許センター長に対して医師からの確認要求があった旨を報告するものとする。免許センター長は、速やかに当該医師に連絡して適切に対応するものとする。

(2) 確認要求の受理要領電話による届出があった場合の措置

確認要求の受理に当たっては、確認要求を行う医師の負担軽減に配慮するとともに、警察が保有する個人情報を提供することから、次により所要の措置を講ずるものとする。

ア 口頭による確認要求があった場合の措置

医師が口頭により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書（別記様式第7号）を交付し、これに記載させるものとする。ただし、当該医師が確認要求書への記載を拒んだ場合は、確認要求内容を聞き取り、確認要求受理報告書（別記様式第8号）を作成し、受理するものとする。

イ 電話による確認要求があった場合の措置

医師が電話により確認要求を行おうとした場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対して確認要求書及び返送用封筒を郵送する旨を説明し、返送を求めるものとする。ただし、当該医師が確認要求書への記載を拒んだ場合は、前記アにより対応するものとする。

ウ 文書等による確認要求があった場合の措置

前記ア又はイにより医師から確認要求書が返送等された場合は、医師の確認要求として受理するものとする。また、その他の方法で確認要求した場合は、医師の本人確認を行った上で受理するものとする。

エ 受理後の措置

確認要求を受理した免許センター長は、速やかに確認要求に係る免許の保有状況を調査するものとする。この場合において、確認要求に係る者の住所が他の都道府県であっても、同様とする。

(3) 回答方法

回答は、免許センター長が医師に対し回答書（別記様式第9号）を郵送することにより行うものとする。

なお、郵送に当たっては、配達記録等により確実にを行うものとする。

第8 臨時適性検査等、臨時認知機能検の受検等命令

1 臨時適性検査等に関する通知、命令、処分等の迅速な対応

免許センター長は、臨時適性検査等に関する通知、命令、処分等に関する事務は、免許を受けようとする者又は免許を受けた者の権利義務に大きく影響を及ぼすこと及び当該処分は交通の安全を確保するためのものであることに鑑み、迅速かつ的確に処理をするものとする。

2 臨時適性検査等を行う場合の判断基準

法第102条第4項の規定による臨時適性検査等については、その理由とされる事由に係る主治の医師（認知症に該当することとなったと疑う理由があるとして臨時適性検査等を行う場合にあっては、認知症に関する専門医又は当該事由に係る主治の医師。）の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合は、診断書提出命令を行うこと。それ以外の場合（主治の医師がいない場合、主治医の診断書の作成及び提出が期待できない場合等）においては臨時適性検査を行うこと。

3 臨時適性検査等

臨時適性検査等は、別に定める臨時適性検査等実施要領に基づいて行うものとする。

なお、やむを得ない理由なく臨時適性検査等を受けない場合における処分等の可能性を明確に教示すること。

4 免許試験に合格した者に対する臨時適性検査等

(1) 診断書提出命令または臨時適性検査における留意事項

ア 臨時適性検査等の通知を行う場合には、臨時適性検査等を理由とする免許の保留を確実に行うこと。また、この診断書提出命令等及び免許の保留に当たっては、試験に合格した者に対しては原則として免許を与えなければならないことを踏まえ、速やかにこれを行うこと。

なお、臨時適性検査等の期日については、3月を超えない範囲内で、対象者が住む地域の医療体制等の状況により診断書作成に要すると見込まれる期間、診断書提出後の処分の意思決定に要する期間を考慮して決定すること。

当該適性検査の期日については、免許試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることから、その者に不当な不利益を与えることのないよう、可能な限り早い期日を指定するよう留意すること。

イ 免許試験に合格した者が臨時適性検査等の通知を受けたにもかかわらず診断書提出命令に応じない又は臨時適性検査を受けない場合は、免許の保留期間中に、再度、臨時適性検査等の通知を行うこと。また、診断書の提出又は適性検査の期日についての留意事項は、前記アのとおりである。

ウ 仮免許試験に合格した者に対しては、臨時適性検査等の通知を理由とした仮免許の拒否又は保留を行うことができないことから、仮免許を与えなければならないことに留意すること。また、その者が臨時適性検査等の通知を受け、仮免許を取得した後に、当該通知に係る診断書提出命令に応じない又は臨時適性検査を受けない場合には、取消しの処分を行うことはできず、再度、臨時適性検査等の通知を行い、診断書を提出させる又は臨時適性検査を実施することに留意すること。

(2) 免許の保留処分に係る基本量定の期間

ア 試験に合格した者が臨時適性検査等の通知を理由に免許を保留された場合
処分日から臨時適性検査等の通知の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

イ 臨時適性検査等の通知を受けたにもかかわらず診断書提出命令に応じない又は臨時適性検査を受けない場合において、免許の保留期間中に、再度、臨時適性検査等の通知を行った場合
上記アに同じ。

5 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査及び臨時適性検査等

(1) 臨時認知機能検査及び臨時適性検査等における留意事項

ア 免許を受けた者に対する臨時認知機能検査及び臨時適性検査等は速やかに行うこと。

イ 臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知を受けた者がやむを得ない理由がないのに当該通知に係る命令に応じない又は検査を受けないと認める場合は、速やかに免許の効力の停止を行うとともに、当該停止の期間内に、その者に対して再度、臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知を行うこと。

ウ 臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知に係る命令に応じない又は検査を受けないことを理由として免許の効力を停止された者が、当該停止の期間内に再度の臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知を受け、その者がやむを得ない理由がないのに当該通知に係る命令に応じない又は検査を受けない場合の免許の取消しは、速やかに行うこと。

(2) 免許の効力の停止処分に係る基本量定の期間

臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知を受けたにもかかわらず、当該通知に係る命令に応じない又は検査を受けない者に対する免許の効力の停止処分の基本量定期間は、処分日から当該検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

(3) 仮免許を受けた者に係る臨時認知機能検査及び臨時適性検査等における留意事項

仮免許を受けた者が臨時認知機能検査及び臨時適性検査等の通知を受け、その者がやむを得ない理由がないのに当該通知に係る命令に応じない又は検査を受けないと認めるときは、その者の仮免許を取り消すものとする。

6 暫定停止

(1) 暫定停止の対象及び事故認知時の措置

法第102条第1項から第4項までの規定により臨時適性検査を受けるべき者又は診断書提出命令を受けた者であって、自動車等の運転により事故を起こし、事故の状況から一定の病気に該当する疑いがあると認められた者。また、暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）である。

対象事故を取り扱った所属長は、別に定める「臨時適性検査等実施要領」に規定する臨時適性検査等対象者発見報告書（報告済みの場合は「事故報告書」等の写し）により免許センター長に報告するものとする。

(2) 処分対象者の住所が秋田県以外の場合の措置

免許センター長は、処分対象者の住所が他の都道府県にある場合、臨適等検討対象者通報書（別記様式第10号）により住所地を管轄する都道府県警察に通報するものとする。また、他の都道府県警察から通報を受けた免許センター長は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(3) 医師の診断に基づく臨時適性検査等に係る暫定停止処分執行等の方法

次の場合は、暫定停止を行うものとする。

ア 医師の届出を端緒に臨時適性検査等を行う場合。（第7の1参照）

イ 一定の病気等にかかっている疑いがある者について、その主治の医師に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、当該回答からは取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査等を行う場合。

(4) 処分執行の時期と執行場所

暫定停止の処分執行については、臨時適性検査を通知する機会又は診断書提出命令を行う機会に行うものとする。また、臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該通知に先立って処分執行を行うことができるものとする。

なお、この場合可及的速やかに指定日を決定し、臨時適性検査を通知するものとする。

処分執行場所については、処分を受ける者の最寄りの警察署とすることができるものとする。

(5) 弁明の機会の付与

暫定停止による処分は、事後的に弁明の機会を付与することとなるが、その手続は、弁明通知書（別記様式第11号）により行うものとする。

(6) 基本量定の期間

自動車等を運転させることにより発生する危険を防止する観点から、3月を超えない範囲内で、臨時適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間とする。

(7) 処分執行等の方法弁明の機会の付与

暫定停止の執行については、処分書（府令別記様式第19の3の3）により行うものとする。また、処分を解除（以下「処分解除」という。）するときは、運転免許の効力停止処分解除通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

(8) 受検拒否における措置

ア 免許の効力の停止処分の実施

暫定停止中に、やむを得ない理由がないのに、臨時適性検査の受検又は診断書提出を拒否した場合は、暫定停止処分の満了をもって免許の効力の停止処分（以下「本停止」という。）を行うものとする。

イ 本停止に係る臨時適性検査等の再通知

本停止は、暫定停止の満了日の翌日から執行することとし、本停止処分の執行に併せて、速やかに臨時適性検査等の実施を通知するものとする。

ウ 本停止の基本量定の期間

臨時適性検査等の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期

間とする。また、本停止期間中に診断書提出命令に応じた場合又は臨時適性検査を受検した場合には、本停止を解除する。

7 臨時適性検査の受検命令等

- (1) 臨時適性検査の受検命令又は診断書の提出命令（以下「臨時適性検査の受検命令等」という。）を行う場合の判断基準

ア 診断書提出命令

所定の主治医の診断書の作成及び提出が期待でき、それによって判断できると認められる場合

イ 臨時適性検査受検命令

所定の主治医の診断が期待できない場合

- (2) 臨時適性検査の受検命令等の実施

臨時適性検査の受検命令等については、臨時適性検査等実施要領に定める診断書提出命令書又は適性検査受検命令書により行うものとする。

- (3) 命令違反者に対する措置

ア 臨時適性検査の受検命令等を受けた者が当該命令に違反した場合は、速やかに免許の保留又は効力の停止を行うとともに、再度、臨時適性検査の受検命令等を行うこと。

イ 免許の保留を受けた者が臨時適性検査の受検命令等に違反したことを理由として免許の保留及び再度の臨時適性検査の受検命令等を行う場合は、試験に合格した者であっても当該試験に係る適性試験を受けた日から起算して1年を経過すれば免許を与えることができなくなることから、できるだけ早い期日を設定するよう留意すること。

ウ 再度の臨時適性検査の受検命令等を受けたにもかかわらず、やむを得ない理由がないのに当該命令に違反したときの免許の拒否又は取消しの処分は、速やかに行うこと。

- (4) 免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間

臨時適性検査の受検命令等を受けたにもかかわらず、当該命令に違反した者に対する免許の保留又は停止については、処分日から適性検査の結果（診断書の提出の場合にあっては診断書の結果）を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる日までの期間とする。

8 臨時適性検査等を受けない場合などにおけるやむを得ない理由

臨時適性検査を受けない場合又は臨時適性検査の受検命令等に違反した場合におけるやむを得ない理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害。
- (2) 病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
- (4) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

9 専門医との連携

臨時適性検査等については専門医の診断により行うこととされていることから、免許センター長は、運用基準を踏まえ、手続について当該専門医と事前に十分な打ち合わせを行うものとする。また、臨時適性検査等を行う場合には、その通知又は命令に先んじて臨時適性検査等の期日を速やかに決定することが必要であることから、専門医と連携を図るものとする。

なお、専門医に臨時適性検査等を依頼する場合は、臨時適性検査等実施要領に定める臨時適性検査等の依頼書を送付するものとする。

10 他部門との連携

(1) 臨時適性検査等対象者発見時の措置

免許の取消し等の事由に該当すると疑う理由がある者等を早期に発見し適切な対応を図るため、あらゆる警察活動を通じて臨時適性検査等対象者の発見に努め、発見した際は速やかに臨時適性検査等実施要領に定める臨時適性検査等対象者発見報告書により免許センター長に通報するものとする。

(2) 通報を受けた免許センター長の措置

ア 通報を受けた免許センター長は、必要により臨時適性検査等を行うとともに、その結果等に応じ、速やかに免許の取消し等必要な措置を講ずるものとする。

イ 通報を受けた免許センター長は、当該臨時適性検査等対象者の住所が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合には、前記(1)の通報内容について、臨適等検討対象者通報書により、住所地を管轄する都道府県警察に確実に通報すること。

なお、他の都道府県警察から、同様の方法により通報を受けた場合は、前記アに準じた措置を講ずるものとする。

11 銃砲刀剣類所持等取締法における認知機能検査等の結果の取扱い

(1) 生活安全部門との情報共有

銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類（以下「銃砲等」という。）の所持許可又はその更新を受けようとする者が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）上の認知機能検査の結果として、認知機能検査又は認定認知機能検査（以下「認知機能検査等」という。）の結果を利用する場合には、その申請時に、認知機能検査結果通知書（「認知機能検査の実施要領の一部改正について（例規）」（令和7年3月21日付け秋本運発第46号）に定める認知機能検査結果通知書又は認定認知機能検査結果通知書（以下「結果通知書等」という。）を提示することとしている。

(2) 生活安全部門からの照会

生活安全部門においては、一次的には、当該結果通知書等により法上の認知機能検査等を受検した事実及び検査結果を判断するが、必要に応じて交通部門に対して照会を行うと定めることから、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書（別記様式第13号）による照会があった場合には、回答書に必要な事項を記入し、速やかに回答する。

なお、当該者が認知機能検査等を複数回受検していた場合は、最も新しい日の検査結果を回答する。

(3) 認知症に係る行政処分結果の通報等

臨時適性検査等により認知症と判断された者に対して免許又は銃砲等の所持許可

の取消し等の行政処分を行った場合は、当該処分結果を相互に通報し、他部門においても当該診断結果に基づいて取消し等の行政処分を行う。また、診断書提出命令により認知症と判断された者に対して免許の取消し等の行政処分を行った場合についても同様に取り扱う。その対応要領については次のとおり。

ア 臨時適性検査の結果等に基づき免許の取消し等を行った場合

臨時適性検査の結果又は診断書提出命令により提出された診断書により認知症と診断され、免許の取消し等を行った場合には、当該処分の結果について、速やかに生活安全部門に通報する。

イ 受診等命令に基づき銃砲等の所持許可の取消し等を行った旨の通報を受けた場合

生活安全部門から、受診等命令による医師の診断で認知症とされ銃砲等の所持許可の取消し等を行った旨の通報を受け、当該処分を受けた者が免許を受けている場合には、免許の取消し等を行うこと。

- (4) 臨時適性検査等の結果と受診等命令による医師の診断結果が異なる場合の取扱い
臨時適性検査の結果と受診等命令による医師の診断結果が異なる場合であっても、一方で認知症と診断された以上、他方においても当該診断結果に基づき取消し等の行政処分を行う。したがって、生活安全部門から、受診等命令による取消し等を行った旨の通報を受けた場合、当該者が既に臨時適性検査等に従って診断書を提出し、その結果認知症ではないと診断されていたとしても、受診等命令による医師の診断結果に基づき免許の取消し等の行政処分を行う。

(5) 銃刀法上の認知機能検査の結果の取扱い

銃刀法上の認知機能検査の結果を交通部門における認知機能検査等の結果として利用することは認められていない。したがって、銃刀法上の認知機能検査を受検した者であっても免許の更新等に際しては、法に定める認知機能検査等を受けなければならない。

なお、認知機能検査等の結果が、基準該当者となる「認知症のおそれがある者」であった者が、後日、銃刀法上の認知機能検査で「認知症のおそれなし」となったとしても、準該当者として措置する。

12 一定期間後に行う臨時適性検査等

現時点では、臨時適性検査の結果又は所定の主治医の診断書の内容により、免許の取消し等の事由に該当するとは認められないが、病状の進行等により一定期間後には免許の取消し等の事由に該当するに至ると疑う理由があると認められる者に対しては、当該期間の経過後に法第102条第4項の規定による診断書提出命令等を行うものとする。

なお、臨時適性検査等を行う前に当該者から診断書が提出されること等により、免許の継続を認めるか、免許の取消し等を行うかの判断ができる場合には臨時適性検査等を行う必要は無いこととする。

第9 自動車教習所に対する指導等

1 自動車教習所に対する指導

自動車教習所に対しては、制度内容等の周知を徹底するとともに、プライバシーの

保護に十分注意した対応を行うよう指導するものとする。また、自動車教習所に入所しようとする者に対しては、一定の病気等に該当する者については免許の拒否等の対象となることを踏まえ、事前に安全運転相談窓口への相談を促すよう指導するものとする。

2 自動車教習所から提出を受けた質問票への対応

警察署長は、自動車教習所から提出を受けた仮免許申請書の質問票の回答欄に「はい」にチェックがある場合は、当該質問票を免許センター長に対し、PDFデータに変換し、メールで送信して報告するものとし、報告を受けた免許センター長は、可能な限り申請に係る仮運転免許証の交付の前に当該申請者に対する個別聴取を行うものとする。

第10 広報啓発活動

免許制度や免許センター及び警察署等において安全運転相談を行っていることなどを周知するため、ホームページ、免許申請等窓口、自動車教習所等を通じた各種広報啓発活動を継続的に推進するものとする。

別紙 1

一定の病気に係る免許の可否等の運用基準

1 統合失調症（令第33条の2の3第1項関係）

- (1) 医師が「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力（以下「安全な運転に必要な能力」という。）を欠くこととなるおそれがある症状を呈していない」旨の診断を行った場合（当該診断を行った理由が、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く状態となるおそれはあるが、そのような状態になった際は、自動車等の運転ができない状態であると判断されることによるものである場合を除く。）には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止（以下「拒否等」という。）は行わない。
- (2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止（以下「保留又は停止」という。）とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
ア 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。
イ 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
ウ その他の場合には免許の拒否又は取消し（以下「拒否又は取消し」という。）とする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)の場合であって、かつ、今後x年間（又はx月間）程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められるなどの診断を医師が行ったときは、一定期間（x年又はx月）後に行うこととする。また、上記(1)の場合であって、統合失調症にかかっているとの診断がなされており、かつ、運転に支障のある症状に関する今後の再発のおそれに係る医師の診断がなかったときは、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

- (1) 次のいずれかの場合には拒否等は行わない。
ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

- (2) 医師が「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

ア 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

イ 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5t限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれらの免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を推奨することとする。

3 再発性の失神（令第33条の2の3第2項第2号関係）

- (1) 反射性（神経調節性）失神

過去5年以内に反射性失神で意識を失ったことがある者に対しては、次のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

(イ) 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記アに該当する

と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては次のとおりとする。

(ア) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがある者である場合には次のとおりとする。

a 次のいずれかの場合には拒否等は行わない。

(a) 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去3月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは不整脈以外が原因であり、この原因については治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後6月を経過していないが、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、過去3月以内に除細動器の適切作動もなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

(a) 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等は行わない。

(b) 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(c) その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記aの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には次のとおりとする。

a 次のいずれかの場合には拒否等は行わない。

- (a) 医師が「植え込み後 6 月を経過しており、過去 3 月以内に除細動器の適切作動がなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - (c) 医師が「植え込み後 6 月を経過していないが、植え込み後 7 日を経過しており、植え込み前に不整脈により意識を失ったことがなく、かつ、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。
- (a) 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
 - (b) 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に 6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
 - (c) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- c その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (ウ) 電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器を交換した場合（(ア)又は(イ)による拒否等の事由に該当する者及び故障、不適切作動（誤作動）等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。）には次のとおりとする。
- a 医師が「電池消耗、故障、不適切作動（誤作動）等により植込み型除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行い、当該交換後 7 日を経過しており、過去 7 日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。
 - b 医師が「7 日以内に上記 a に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には 7 日の保留又は停止とする。
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- (a) 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

- (b) 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。
- (c) その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。
- c その他の場合には(ア)又は(イ)の規定によるものとする。
- (エ) 植込み型除細動器を植込んでいる者が免許を取得した場合（上記(ア) a、(イ) a 及び(ウ) a に該当する場合）には、6 月後に臨時適性検査等を行う。
- (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植込んでいる者については中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を推奨することとする。また、同学会は、植え込み型除細動器を植込んでいる者について準中型免許の適性がないとはいえないが、いかなる免許区分であっても職業運転は認められないとの見解を有しているので、この点についても併せて注意喚起を行うこととする。
- イ ペースメーカーを植込んでいる者に対しては次のとおりとする。
- (ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には次のとおりとする。
- a 次のいずれかの場合には拒否等を行わない。
- (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- b 医師が「6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保

留・停止期間として設定する。) 。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

- (a) 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
 - (b) 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。
 - (c) その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - c その他の場合には拒否又は取消しとする。
 - d 上記 a (d) に該当する場合については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。
- (イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には次のとおりとする。
- a 医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下 3 (2) イにおいて「免許取得可能」という。) とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 次のいずれかの場合には 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。
- (a) 医師が「6 月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「6 月以内に、今後、x 年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
- 上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- i 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ii 次のいずれかの場合には更に 6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。) 。
- (i) 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - (ii) 「結果的にいまだ、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に 6 月以内に、今後 x 年程度であれば免許取得可能と診断できる

ことが見込まれる」旨の内容である場合

(c) その他の場合には拒否等を行わない。

c その他の場合には拒否等を行わない。

d 「今後 x 年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記 c に該当）については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

ウ その他の場合には次のとおりとする。

(ア) 次のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6 月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

a 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

b 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6 月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6 月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) b に該当する場合については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神（起立性低血圧等）

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、次のとおりとする。

ア 次の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6 月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より

短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

(ア) 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

(イ) 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、次のとおりとする。

(ア) 次のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

a 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

b 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間に、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については、次のとおりとする。

(ア) 次のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあったが、）その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

a 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。

b 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査等による診断に限り認められるものとする。

(2) その他の低血糖症（腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等）

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、次のとおりとする。

(ア) 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

(イ) 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

5 そう鬱病（令第33条の2の3第3項第1号関係）

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

ア 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

イ 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

ウ 「6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等を行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、次のとおりとする。

(ア) 医師が「「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 次のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

a 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

(a) 適性検査結果又は診断結果が上記ア又はイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(b) 以下のいずれかの場合には更に6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

(c) その他の場合には拒否等は行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後、 x 年程度であれば、免許取得可能である」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（ x 年）後に臨時適性検査等を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

(ア) 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

(イ) 「結果的にいまだ「認知症について回復した」旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、更に6月以内にその旨の診断を行うことができる見込みがある」旨の内容である場合には更に6月以内の保留又は停止とする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」、「境界状態にある」、「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査等を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）。

10 アルコールの中毒者（法90条第1項第2号及び法第103条第1項第3号）

(1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）の「アルコール使用による精神および行動の障害」においてF10.2～F10.9までに該当し、かつ下記アからウのいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

ア 断酒を継続している。

イ アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

ウ 再飲酒するおそれが低い。

なお、ア及びイといえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、アの期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)のアからウまでの全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)のアからウまでの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

ア 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)のアからウまでの全てを満たす内容である場合には拒否等は行わない。

イ 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)のアからウまでの全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、更に6月以内に上記(1)のアからウの全てを満たすと診断できることが見込まれる」旨の内容である場合には更に6月の保留又は停止とする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)のアからウまでの全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等は行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

別表 1

病 気 等 ご と の 専 門 医 の 基 準

病 気 等		当 該 病 気 等 の 専 門 医
統合失調症 そう鬱病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会の認める医師
再発性の失神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査又は診断書提出命令については、上記資格に加え、日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者であることが必要。
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		日本睡眠学会が当該病気についての専門的知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会又は日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医
	その他	整形外科医

別表 2

病 気 等 ご と の 主 治 医 の 基 準

病 気 等		当 該 病 気 の 主 治 医
統合失調症 そう鬱病 その他精神障害		精神科、神経科の医師である主治医（継続的に診察している医師）
てんかん		主治医（継続的に診察している医師）
再発性の失神	神経起因性失神	当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医である主治医（継続的に診察している医師）
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	日本不整脈心電学会の主催する I C D 研修履修者である主治医（継続的に診察している医師）
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
	その他の低血糖症	主治医（継続的に診察している医師）
重度の眠気の状態を呈する睡眠障害		主治医（継続的に診察している医師）
認知症		主治医（継続的に診察している医師）
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
アルコール等の中毒者		当該中毒の専門的知識及び経験を有すると認められる主治医（継続的に診察している医師）
身体障害	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医である主治医（継続的に診察している医師）
	筋ジストロフィー パーキンソン病 その他の神経系の病気	神経内科専門医である主治医（継続的に診察している医師）
	その他	整形外科医である主治医（継続的に診察している医師）

安全運転相談受付表

年一 号		データベースNO.
相談年月日		
相談場所		
相談受理者		
対象者	住所・電話番号	
	氏 名	
	生年月日等	年 月 日 (歳) 男性・女性
相談者	住所・電話番号	
	氏 名	(対象者との続柄：)
	生年月日等	年 月 日 (歳) 男性・女性
相談終了書		相談終了日 年 月 日 第 号 ☐ 希望なし
相談内容		
備考		

※相談者欄は対象者と違う場合のみ記載する。

年 月 日

年－NO.		データベース－NO.		
病 状 等 調 査 票				
聴取日時	年 月 日 () 午前 時 分から午前 時 分までの間			
場 所 等	運転免許センター 相談室			
種 別	新規（新規受験、失効、特定失効、特定取消） 診断書提出命令 定期臨適 更新 相談（学校入校、病後再開、運転可否） その他（ ）			
申 請 者	住 所		電 話	
	氏 名		年 月 日生（ 歳） 性	
	現有免許		有効年月日 年 月 日	
聴 取 内 容	申告	試験：1・2・3・4・5 更新：1・2・3・4・5		
	病 気 の 有 無 等	有・無・不明（病名： ）		
		入院中・治療中・治療終了・自ら中断・治療歴無し		
	病 状 及 び 治 療 内 容	病院 電 話 主治医 科 氏名		
		発病時期： 通院開始：		
	病 状 等	入院：		
		病 状 及 び 治 療 内 容	・ 聴取理由 ・ 個別聴取内容 病名 症状 ・ 措置	
			(診断書がある場合、その内容を簡記する。記載要領は問わない。)	
	措 置	☐ 病気の対象外 ☐ 診断書不要な病状 ☐ 定期臨適終了 ☐ 診断書の提出依頼（ ☐ 次回 年(月)後予定 ☐ 定期臨適開始） ☐ 他係引継（ ☐ 試験 ☐ 管理一 ☐ 管理二） ☐ その他（ ）		
相談終了書	相談終了日 年 月 日 第 号 ☐ 交付希望なし		取 扱 者	
備 考	(現有免許、取得又は更新した免許の詳細等必要と思われる事項を記載)			

安全運転相談終了書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生 (歳) 男・女
相 談 終 了 日	年 月 日
相 談 終 了 番 号	第 号
相 談 受 付 窓 口	

今後、1年以内に、秋田県公安委員会に対し、運転免許の取得又は更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

秋田県公安委員会印

別記様式第 4 号(届出用)

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

道路交通法第101条の 6 第 1 項の規定により届け出ます。

届出医師
住 所
医療機関名
氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

届 出 受 理 書

運転免許センター長 殿

年 月 日

所属
官職
氏名
印

道路交通法第101条の6 第 1 項に基づく届出を受理したので報告する。

受 理 日 時		年 月 日 () 午前・後 時 分
受 理 者		所属 課・署 官職 氏名
受 理 方 法		☐ 郵送 ☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他()
届 出 医 師	住 所	
	氏 名	
	医療機関名	電話 ()
	確認方法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()
患 者	住 所	
	氏 名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)
受理内容 (・病名 ・症状)		
措 置 状 況		

別記様式第 6 号

届 出 移 送 通 知 書	
秋 公 委 免 第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
秋田県公安委員会 印	
道路交通法第101条の 6 第 4 項の規定により、下記の者について届出移送通知書を送付する。	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
理 由	
備 考	

備考 医師の届出に係る受理票（写）等を添付すること。

別記様式第7号（確認要求用）

年 月 日

秋田県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

要求医師

住 所

医療機関名

氏 名

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生 （ 歳）	

（回答書送付先）

医療機関名	
所 在 地	〒 -
電 話 番 号	

別記様式第 8 号

確 認 要 求 受 理 報 告 書

運転免許センター長 殿

年 月 日

所属
官職
氏名
印

道路交通法第101条の 6 第 2 項に基づく確認を求められたので報告する。

受 理 日 時		年 月 日 () 午前・後 時 分			
受 理 者		所属 課・署 官職 氏名			
受 理 方 法		☐ 郵送 ☐ 電話 ☐ E-mail ☐ その他()			
要 求 医 師	住 所				
	氏 名				
	医療機関名	電話 ()			
	確認方法	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他()			
患 者	住 所				
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
	生年月日	年 月 日 (歳)			
受 理 内 容					
運 転 免 許 保 有 状 況		対象者に係る運転免許は、 年 月 日現在、 ☐ 保有している。(種別 有効) ☐ 保有していない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは不明である。			

別記様式第9号

回 答 書

年 月 日

殿

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第101条の6第2項に基づき、下記のとおり回答します。

記

患 者	住 所			
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 (歳)		
運転免許の有無		患者は、 年 月 日現在、運転免許を ☐ 受けた者である。 ☐ 受けた者ではない。 ただし、仮運転免許証を受けた者であるかは、不明である。		

(備考)

この回答書の内容を他人に漏らした場合は、刑法（明治40年法律第45号）第134条（秘密漏示）が適用されます。

別記様式第10号

臨 適 等 検 討 対 象 者 通 報 書

秋 本 運 第 号

年 月 日

殿

秋田県警察本部交通部

運転免許センター長 閣

道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となり得る者を発見したので通報する。

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報 記録の番号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
端 緒	
理 由	
備 考	

(表)

弁 明 通 知 書

殿

年 月 日

秋田県公安委員会 印

あなたに対する道路交通法第104条の2の3第1項の規定による運転免許の停止処分について、道路交通法第104条の2の3第2項の規定により、処分を受けた日から起算して5日以内に、下記の場所で弁明することができます。

なお、弁明は、代理人をもつて行うことができ、弁明の際には有利な証拠を提出することができます。

弁明することができる場所	警察署又は秋田県運転免許センター
--------------	------------------

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明は、口頭により行います。
- 2 あなたは、あなたに代わり代理人を出頭させることができます。代理人を出頭させるときは、指定された日までに、代理人の氏名、住所、代理人との関係及び弁明の機会の付与に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出して下さい。
- 3 あなたは、補佐人を出頭させることができます。補佐人を出頭させるときは、指定した日までに、補佐人の氏名、住所、補佐人との関係及び補佐する事項を記載した書面を提出し、主宰者の許可を得て下さい。
- 4 弁明は、指定された日までに行って下さい。ただし、特にやむを得ない事情があれば弁明の日時を変更することができますので、処分を受けた警察署又は〇〇県運転免許センターに申し出て下さい。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく指定された日までに弁明をしなかった場合は、弁明の機会の権利を放棄したものとみなします。

運転免許の効力停止処分解除通知書

道路交通法第104条の2の3第1項の規定により、下記のとおりあなたの運転免許の効力停止処分を、 年 月 日付けで解除したので通知します。

年 月 日

秋田県公安委員会 印

住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
理 由	道路交通法第103条第1項第 号に該当しないことが明らかになったため

1	氏名 生年月日 住所	男・女 日生 (歳)
2	医学的判断 病名 (F) 総合所見 (現病歴、現在症、重症度、経過、治療状況など)	
3	現時点での病状 (運転能力及び改善の見込み) についての意見 ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠くこととなるおそれのある症状を呈していない。 イ 自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれのある症状を呈している。 イ - 1 それは、過去6月以内に特殊な事情があったためであり、今後6月 (月) 以内にアの判断ができる見込みがある。	
4	その他特記すべき事項	

(「2」「4」の記載法、「3」の評価法については、日本精神神経学会等関係学会のガイドラインを参照のこと、なお、欄外の専門医とは公安委員会の委嘱する専門医との意である。)

年 月 日

担当医師

診 断 書

1	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	○ 病名	
	○ 総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）	
3	現時点での病状（改善の見込み）についての意見	
	ア 過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。	
	イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、____年程度であれば、発作が起こるおそれがない。	
	イー1 過去2年以上5年未満発作がなく、今後、3年間程度であれば、発作が起こるおそれがない。	
	イー2 発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、1年程度であれば、発作が起こるおそれがない。	
	ウ 1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない。	
	エ 2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない。	
	オ 「1年間の経過観察後、発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない。」とはいえないが、6月（____月）以内に、「1年間の経過観察後、発作が意識障害又は運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	
	カ 「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない。」とはいえないが、6月（____月）以内に、「2年間の経過観察後、発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	
	キ 「過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月（____月）以内に、「過去5年以上発作がなく、今後発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	
	ク 「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、____年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」とはいえないが、6月（____月）以内に、「発作が過去2年以内に起こったことがなく、今後、____年程度であれば、発作が起こるおそれがない。」と診断できることが見込まれる。	
	ケ 上記以外	
	・ 過去2年以内に発作を起こした。 ・ 今後発作を起こすおそれがある。 ・ ()	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

年 月 日

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日	年	月	日生（ 歳）
住所			
2 医学的診断			
○ 病名			
○ 総合所見（現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等）			

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見			
過去 5 年以内に反射性（神経調節性）失神で意識を失ったことがあるが			
ア 発作のおそれの観点から、「運転を控えるべき」とはいえない。（A）			
イ 6 月以内〔若しくは 6 月より短期間（ ヶ月間）〕に「(A)」と診断できることが見込まれる。			
ウ 上記ア又はイいずれにも該当しない。			
4 その他特記すべき事項			

担当医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師

別紙2の4

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神（ペースメーカーを植え込んでいる者）関係)

診 断 書

1 氏名		男 ・ 女
生年月日	年 月	日生 (歳)
住所		
2 医学的判断		
☐ 病名		
☐ 総合所見（現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）		
3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見		
(※ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者でない場合)		
ア 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきである。		
イ 発作のおそれの観点から、運転を控えるべきであるが、6月（_____月）以内に「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。		
ウ 上記以外		
4 その他特記すべき事項		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	○ 病名	
	○ 総合所見（現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）	
3	現時点での病状（改善の見込み等）についての意見	
	（※ ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合）	
	ア 植え込み後、意識を失ったのは、_____が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。	
	イ 植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	ウ 植え込み後、意識を失ったのは、_____が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	エ 植え込み後、意識を失ったのは_____が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後____年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。	
	オ 現状では運転を控えるべきであるが、6月（____月）以内に、前記アと診断できることが見込まれる。	
	カ 現状では運転を控えるべきであるが、6月（____月）以内に、前記イと診断できることが見込まれる。	
	キ 現状では運転を控えるべきであるが、6月（____月）以内に、前記ウと診断できることが見込まれる。	
	ク 現状では運転を控えるべきであるが、6月（____月）以内に、前記エと診断できることが見込まれる。	
	ケ 上記以外	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

年 月 日

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日		年	月 日生 (歳)
住所			
2 医学的診断			
○ 病名			
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況等)			

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見			
(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防 (植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植込み) 目的の場合			
ア 植え込み後、7 日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動なく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
イ 植え込み後 7 日を経過していないが、____ 日以内にアと診断できることが見込まれる。			
(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合			
ア 植え込み後 6 ヶ月を経過しており、過去 3 ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。			
ウ 植え込み後 6 ヶ月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去 3 ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6 ヶ月以内 (ヶ月以内) にアと診断できることが見込まれる。			
オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因 () であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6 ヶ月以内 (ヶ月以内) にイと診断できることが見込まれる。			
カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6 ヶ月以内 (ヶ月以内) にウと診断できることが見込まれる。			
キ 上記アからカのいずれにも該当しない。			
(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合			
ア 植え込み後 6 ヶ月を経過しており、過去 3 ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。			
イ 除細動器の不適切作動 (誤作動) を認めたがこの原因については治療により回復したため不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。			
ウ 植え込み後 6 ヶ月を経過していないが、____ ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。			

- エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月以内（ ヶ月以内）にアと診断
できることが見込まれる。
オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月以内
（ ヶ月以内）にイと診断できることが見込まれる。
カ 上記アからオのいずれにも該当しない。

- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行っ
た場合
ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行
ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、
不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行
ったが、7日以内（ 日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

主治医又は専門医として以上のとおり診断する。

年 月 日

病院名又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師

無 自 覚 性 の 低 血 糖
(薬剤性低血糖パターン 1 関係)

診 断 書

1	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
2	医学的判断	
	☐ 病 名	
	☐ 総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）	
3	現時点での病状（改善見込み等）についての意見	
	過去 1 年以内に意識消失がない場合	
	ア 運転を控えるべきとはいえない。	
	イ 現状では運転を控えるべきであるが、6 月（___月）以内に、上記アと診断できることが見込まれる。	
	ウ 上記以外	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住 所	
2	医学的判断	
	○ 病 名	
	○ 総合所見 (現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状 (改善見込み等) についての意見	
	過去 1 年以内に意識消失がある場合	
	① 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1 年以内の意識消失も、前兆を自覚できる状態で起きている。 ② 前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1 年以内の意識消失も、血糖管理ができる状態で起きている。 ③ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1 年以内の意識消失も、前兆が自覚できる状態で起きている。 ④ 血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。1 年以内の意識消失も、血糖管理ができる状態で起きている。 ⑤ 意識消失時には運転を控えるべき状況にあったが、その後の治療により、現時点では、前兆を自覚できており又は血糖管理ができており、運転を控えるべきとはいえない。 ⑥ 現状では運転を控えるべきであるが、6 月以内に上記⑤と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後 1 年以上が経過する場合) ⑦ 現状では運転を控えるべきであるが、6 月より短期間 (____月) で⑤と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後 1 年以上が経過する場合) ⑧ 現状では運転を控えるべきであるが、6 月以内に上記⑤と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後 1 年以上が経過しない場合) ⑨ 現状では運転を控えるべきであるが、6 月より短期間 (____月) で⑤と診断できることが見込まれる。(当該期間内に意識消失後 1 年以上が経過しない場合) ⑩ 上記以外	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

年 月 日

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日	年	月	日生 (歳)
住所			
2 医学的判断			
○ 病名			
○ 総合所見 (現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)			
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見			
(※ 睡眠障害でない場合、及び眠気が軽度や中程度と認められる場合は記載しない。)			
ア 現在、睡眠障害で重度の眠気が生じるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがあるとはいえない。			
イ 現在、睡眠障害で重度の眠気が生じるおそれがあるが、6月 (____ 月) 以内に重度の眠気が生じるおそれなくなる見込みがある。			
ウ 現在、睡眠障害ではない。			
エ 現在、睡眠障害であり、眠気が生ずるおそれがあるが、軽度や中程度に限られる。			
オ 上記以外			
4 その他特記すべき事項			

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

年 月 日

担当診療科名

担当医師

(脳卒中 (脳梗塞・くも膜下出血・一過性虚血発作等又は脳動脈瘤破裂・脳腫瘍等) 関係)

診 断 書

1	氏名 生年月日 住所	男 ・ 女 年 月 日生 (歳)
2	医学的判断 ☐ 病名 ☐ 総合所見 (現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状(改善の見込み等)についての意見 ア 脳梗塞等の発作により、次の障害のいずれかが繰り返し生じている。 ・意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害 ・身体の麻痺等の運動障害 ・視覚障害 (視力障害、視野障害等) イ 上記アの障害を繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべき」である。 ウ 上記アの障害を繰り返し生じているとは言えないものの、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべき」であるが、6月 (____月) 以内に「運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。 エ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えないものの、「発作のおそれの観点からは、運転を控えるべき」であるが、6月 (____月) 以内に「今後____年間は、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。」と診断できることが見込まれる。 オ 上記アの障害が繰り返し生じているとは言えず、今後____年程度であれば、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない。 カ 上記以外 ・回復して脳梗塞等にはかかっているとはいえない ・脳梗塞等にかかっているが、発作のおそれの観点からは、運転を控えるべきとはいえない等 ・ ()	
4	その他特記すべき事項	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
 病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

年 月 日

担当診療科名

担当医師

診 断 書

1	氏名 男・女 生年月日 年 月 日生 (歳) 住所
2	医学的判断 病名 ① アルツハイマー型認知症 ② レビー小体型認知症 ③ 血管性認知症 ④ 前頭側頭型認知症 ⑤ その他の認知症 () ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等) ⑦ 認知症ではない 所見 (現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

□ 認知機能検査・神経心理学的検査

☐ MMSE ☐ HDS-R ☐ その他(実施検査名)☐ 未実施(未実施の場合チェックし、理由を記載)☐ 検査不能(検査不能の場合チェックし、理由を記載)

☐ 臨床検査(画像検査を含む)

☐ 未実施(未実施の場合チェックし、理由を記載)☐ 検査不能(検査不能の場合チェックし、理由を記載)☐ その他の検査

*前頁2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

- (1) 認知症について6月以内〔または6月より短期間(ヶ月間)〕に回復する見込みがある。
- (2) 認知症について6月以内に回復する見込みがない。
- (3) 認知症について回復の見込みがない。

5 その他参考事項

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師氏名

診 断 書

1 氏名		男 ・ 女	
生年月日		年	月 日生 (歳)
住所			
2 医学的判断			
○ 病名			
○ 総合所見（現病状、現在症、重症度、治療経過、治療状況など）			
3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見			
ア アルコール依存症（国際疾病分類（ICD-10）におけるF10.2からF10.9まで該当する者）について断酒を継続しかつアルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続け、再飲酒するおそれが低いと認められる。			
イ 現状では運転を控えるべきであるが、6月（___月）以内に上記アと診断できることが見込まれる。			
ウ 上記以外			
4 その他特記すべき事項			

専門医・主治医として以上のとおり診断します。
病院又は診療所等の名称・所在地（電話番号）

年 月 日

担当診療科名

担当医師